

別表5 修景基準

		1. 表通りに面する敷地に建てられるもの	2. それ以外の敷地に建てられるもの	
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。</li> <li>原則、敷地の南側に通路をとり、建築物は敷地の北側に寄せて建てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、歴史的な敷地割りを尊重した間口幅とし、周囲の伝統的建造物と調和した壁面位置とする。</li> </ul>	
	構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、木造又は土蔵造とする。</li> </ul>		
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の伝統的建造物と調和したものとする。</li> </ul>		
	階数・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、地上2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和した棟高とする。</li> </ul>		
	屋根	形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、切妻造とする。</li> <li>木造の場合は、垂木をみせる。</li> <li>土蔵造の場合は、置き屋根(二重屋又は蛇腹)又は土塗り屋根とする。</li> <li>勾配、軒の出等は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> </ul>	
		材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、金属板葺又は日本瓦葺とする。</li> <li>色彩は赤茶色とする。</li> </ul>	
	下屋	形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配、軒の出等は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける場合は、勾配、軒の出等は周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> </ul>
		材料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、金属板葺又は日本瓦葺とする。ただし、本屋根が金属板葺の場合は、金属板葺とする。</li> <li>色彩は赤茶色とする。</li> </ul>	
	外壁及び開口部	玄関	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、通りに面して開く。</li> <li>形態・意匠は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> <li>建具は原則、木製とする。</li> <li>土蔵造(ミセグラ)の場合は原則、建物の片端に戸袋を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置、形態・意匠は、周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> <li>建具は原則、木製とする。</li> </ul>
		玄関以外の開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は伝統的建造物に準じるものとする。</li> <li>建具は原則、木製とする。</li> </ul>	
外壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>真壁造又は大壁造とし、仕上げは周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> </ul>		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の伝統的建造物と調和した色彩とする。</li> </ul>			
工作物	門、塀、水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれも周囲の伝統的建造物に準じるものとする。</li> </ul>		
	その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致を損なわないものとする。</li> </ul>		
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、公共の用に供する場所から望見できない配置、形状とする。ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、歴史的風致と調和する色彩や囲い等を施し、外観上目立たないようにする。</li> </ul>			

※市長が特に必要と認め、上記の基準に依りがたい場合は、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。